

環境省・オフセット・クレジット(J-VÉR)認証運営委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年2月2日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
標津町防風林育成事業—サケのふるさとの森林づくりプロジェクト—			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	北海道標津町 (ホッカイドウシベツチョウ)		印
住所	北海道標津郡標津町北2条西1丁目1-3		
代表者氏名	金澤 瑛	代表者役職	町長
担当者氏名	鈴木春彦	担当者 所属部署・役職	農林水産課 林政担当 係長
担当者 E-mail	suzuki_haruhiko@shibetsutown.jp	担当者電話番号	0153-82-2131
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	標津町		
プロジェクト参加者名	標津町森林組合		
オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	標津町森林組合 (シベツチョウシンリンクミアイ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0067
プロジェクト登録日	2010年12月22日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本プロジェクトは、北海道東部地域の特徴的な森林である防風林および防霧林に対して、間伐事業を実施して健全な森林育成を図るとともに、標津町内森林のCO₂ 吸収量・固定量を確保し、地球温暖化防止対策を推進していくことが目的である。</p> <p>標津町の防風林・防霧林は、北海道遺産に指定された「根釧台地の格子状防風林」の一角を占め、全国有数の水揚げを誇るサケのふるさとの森林でもある。格子状防風林の育成は、防風・防霧機能を高め地域住民の生活環境や営農環境を安定させるとともに、ヒグマの移動経路や野鳥の棲家など多くの野生鳥獣の生息域を守る取り組みにもなる。また標津町の防風林等は河畔林機能も有しており、サケのふるさとの森林として河川環境を守り、サケなどの漁業資源やそれら取り巻く生態系を守る生物多様性保全の取り組みへつながっていく。</p> <p>また、町有林の森林吸収量をクレジット(J-VÉR)として売買し、得られた資金を森林の管理費用とすることで森林を維持、管理していくという目的もある。</p> <p>【内容】</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p> <p>(1) 育成単層林施業</p> <p>間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとする。</p> <p>資源の循環利用林にあつては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 育成複層林施業</p> <p>適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、下層木の成長を促すものとする。また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行うものとする。水土保全林にあつては、下層植生の発達を確保し、林地の安定化を図るため、常に適度な光が射し込むよう配慮するものとする。また、森林と人との共生林で生活環境の維持に不可欠な森林にあつては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、立木の密度、下枝の着生状態、葉量の保持等に配慮し、間伐を実施するものとする。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>本プロジェクト実施地は森林法第5条にもとづく釧路根室地域森林計画(計画期間:平成 19 年4月1日～平成 29 年3月 31 日)及び標津町森林整備計画に定める森林である。実施地は変更策定した森林施業計画書に従って平成 19 年4月1日より施業を行っており、平成 23 年度まで施業(間伐)実施予定である。なお、森林施業計画より間伐対</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

象地のみを抽出してプロジェクト対象とするが、プロジェクト対象外の土地も含めて、クレジット期間内に転用及び主伐は計画されていない。実施地は標津町により森林施業計画の認定を受けている。

【法令遵守状況】

森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の促進に関する特別措置法に該当し、法令を遵守している。

【採用技術】

該当なし

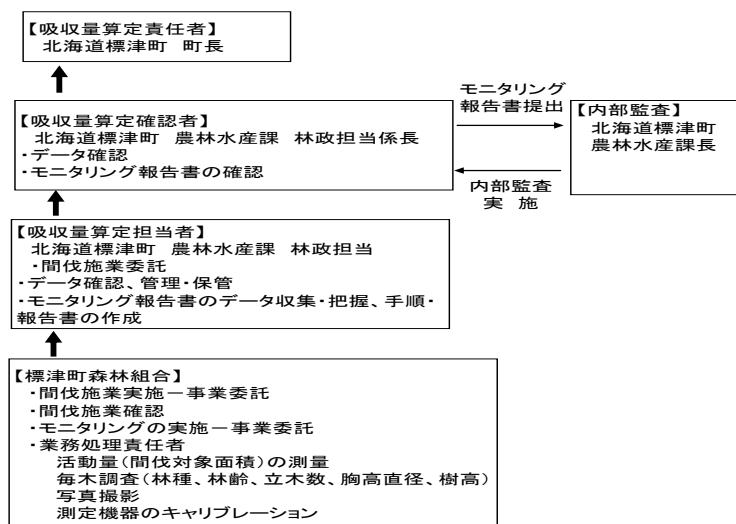
【モニタリング方法】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)VER1.7 に原則準拠し、方形区設置方法等一部については別途設定した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

準拠している

【モニタリング体制】



【QA / QC 体制】

(1) 品質保証(QA)

モニタリング結果について、内部で監査員を任命し、モニタリング実施後1ヶ月以内に下記事項の監査を1回行う。監査後は監査調書を作成し農林水産課で保管。

- ①記録の中から任意にデータを抽出し、記録、入力、確認が適切か確認。
- ②記録の中から任意にデータを抽出し、モニタリング報告書に表示された事項に対し、モニタリング方法ガイドラインに準拠して適性に作成されているか確認。

(2) 品質管理(QC)

①教育・訓練

吸収量算定担当者、吸収量算定確認者はモニタリングの目的や手順、測定機器の操作方法について、年に1回程度調査実施前に確認を行い、確認後記録簿を作成し保管する。モニタリング実施者に対しては、吸収量算定担当者が調査前に、調査方法、測定機器の操作方法、記載方法等について熟知させ、実施後記録簿を作成し保管する。

② データの管理

現地調査野帳等の記録類は、プロジェクト代表事業者が取りまとめて管理する。電子データは、農林水産課及び森林組合がそれぞれ指定された個所に保管し、バックアップ体制を確立する。データの保管期間はH35.3.31 まで。

	<p>③データの確認</p> <p>測定データ・算定結果については、吸収量算定担当者が電子データで管理。 吸収量算定担当者と吸収量算定確認者は、モニタリング後に現地調査野帳と算定ファイルを突合せ、使用係数等の妥当性、経年的なデータ変化や林分間の比較等を行い、異常値がないか確認する。確認結果は記録簿を作成し保管。 (その他特筆すべき事項)</p>						
モニタリング結果概要 ²	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)</p>						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.1.7</p>						
適用方法論	方法論番号	JRAM001 ver.3.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年4月1日 ~ 2010年12月31日						
モニタリング対象面積	<p><方法論R001・R003のみ></p> <p>134.57 ha</p>						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂ ³	267	507	527	—	—	1302
認証依頼削減・吸収量	1,302 t-CO ₂						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

ダブルカウントの防止の措置			
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	標津町		
ダブルカウントの防止措置内容	<p>・類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、J-VER 制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しません。</p> <p>・なお、第三者への森林の譲渡は想定しておりません。</p> <p>万が一譲渡する場合には、譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、J-VER 制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p>		
公的な報告・公表制度（判明している公的制 度）	標津町地球温暖化防止実行計画があるが、森林による吸収量は対象外であるため、本計画上での報告には含めません。		
自主的な報告・公表対象（対象となるホームページ、環境報告書等）	<p>標津町ホームページで本プロジェクトについて紹介する可能性があるが、その場合には、プロジェクト内容、クレジット発行量、標津町による無効化量を明記します。</p> <p>（標津町農林水産課林政係 URL：http://shibetsutownrinsei.web.fc2.com/index.html/offset.html）</p> <p>また、標津町自身で無効化する以外のクレジット分については、森林によるCO2 吸収という環境価値の本町への帰属を主張いたしません。</p>		
ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上